

社会貢献型自動販売機
出店事業者募集要項

令和 3 年 2 月

社会福祉法人
大阪府母子寡婦福祉連合会

1 目的

地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センターにおける患者様や来院者様へのサービス向上及びセンター職員様の福利厚生を目的として、設置している自動販売機の契約内容を見直し、患者様支援の一環として全ての自動販売機を社会貢献型に変更するため、自動販売機の内容に関する企画提案を公募します。

2 業務の概要

(1) 事業名

社会貢献型（基金支援用・災害対策用）自動販売機出店事業

(2) 事業内容

社会貢献型自動販売機の設置場所について、提案内容を審査し決定します。

①所在地 和泉市室堂町840 大阪母子医療センター

②設置場所 別添図面参照

③貸付面積 1台につき1㎡未満

3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

⑥ 破産者で復権を得ない者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定をした者については、その者に係る同法第174条第1項の再生認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申

立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更正手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更正計画の認可の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 大阪府の区域内に事業所を有する者であること。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (7) 大阪府税に係る徴収金を完納していること。
- (8) 最近 1 事業年度の法人税(個人の場合にあっては所得税。以下同じ。)並びに消費税、地方消費税を完納していること。
- (9) 募集開始日から契約締結日までの期間において、次の①から③のいずれにも該当しない者であること。
 - ① 大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - ② 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

4 業務に関する仕様

別添「社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会社会貢献型自動販売機設置に関する仕様書」のとおり

5 応募申込手続

- (1) 応募申込期間
令和 3 年 2 月 1 日(月)～令和 3 年 2 月 16 日(火)必着(郵送でのみ受付)
- (2) 申込受付場所
〒537-0025 大阪市東成区中道 1 丁目 3 番 5 9 号 大阪府立母子・父子福祉センター内
社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会
- (3) 申込みに必要な書類(提出部数 8 部=正本 1 部、副本= 7 部)
 - ① 企画提案提出書(様式 1)
 - ② 企画書(様式 2)
 - ③ 商業登記簿謄本(1 部)

- ④ 最近3か年分の貸借対照表、損益計算書（各1部）
- ⑤ 参加表明事業者の概要紹介及び経営内容に関する書類（様式自由）
- (4) 申込み手続き
新型コロナウイルスの感染拡大の状況を鑑み、郵送でのみの申込みとします。
（郵送以外の申込みは受け付けしません。）

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
令和3年2月1日（月）～令和3年2月5日（金）午後4時まで
- (2) 提出方法
質問書（様式3）により、受付期間内に電子メールで提出してください。
なお、電子メールを送信した際は電話にて担当者へ到着を確認してください。
[送り先]boshiren@mint.ocn.ne.jp
[確認電話番号]06-6748-0263
- (3) 質問書への回答
令和3年2月10日（水）
- (4) 回答方法
電子メールで質問者全員に回答します。

7 選定方法及び選定基準

社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会職員等からなる社会貢献型自動販売機出店事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の審査により、応募者から提出された企画提案の中から優れた企画提案を選定します（設置商品の内容と病院の希望を配慮し、点数の高い順に自動販売機の設置場所を決定します。）。

なお、設置場所の選定は3月上旬を予定しています。

- (1) 選定方法
 - ①書面審査の実施
応募資格を有する者が提出した企画提案書類について、委員会が書面審査します。
 - ②説明・意見の聴取
当該企画提案の内容について、委員会が必要と認める場合は応募者に対して、説明を求める場合があります。

(2) 選定基準

審査に係る評価の基準

評価項目	書類の項目	評価の概要
経営状況	最近2か年分の貸借対照表、損益計算書	運営に当たり経営の安定性、経営状況を評価する
	病院での出店数の状況	病院で運営するために十分な能力を備えているかを評価する。
常時の運営体制関係	事業者の運営体制、建設計画の妥当性	適切に建設のうえ運営し、問題が生じた場合に、組織として短時間での対応ができるか、評価する。
	従業員の異動システム	適切なサービスを継続させるために、従業員の採用状況や異動システムが適正になっているかを評価する
商品及び付随サービス	商品等提供内容及びその他特別な機能	提案内容について評価する。
	満足度の向上対策	利用者からの不満や苦情に対する、対応方法や満足度を向上させるための対策等について評価する。
	利用促進に対する取組方針	利用を促進するため、サービスの提供について、創意工夫の内容を評価する。
衛生管理及びゴミ処理について	衛生管理に対する対策・体制	適切な食品の取り扱いが出来る衛生管理体制を評価する。
	ゴミ処理に対する取組み	生ゴミ処理やリサイクルに対して取組み状況等を評価する
環境への配慮	環境負荷軽減への取組み	設備、機器類の省エネルギー、包装や搬送上の工夫への取組み状況を評価する
その他企画提案等	独自の企画提案	当法人の運営方針を理解し、独自の企画提案を行っているか、出店への熱意とともに評価する

(3) 専門家への意見聴取

委員会は、必要と認めるときは、企画提案の内容のうち専門的事項に関し、第三者である専門家の意見を聴取することがあります。

(4) 事業予定者の決定

社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会は、委員会により決定した社会貢献型自動販売機の設置場所と契約業者を決定します。

8 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に文書で通知します。なお、入札の経緯・結果の問い合わせには、一切応じません。

9 事業予定者決定後の手続き

(1) 契約書の締結

契約書は、3年間を基本とします。内容は企画提案に則したものとします。

① 契約期間 令和 3年 7月 1日から令和 6年 6月30日

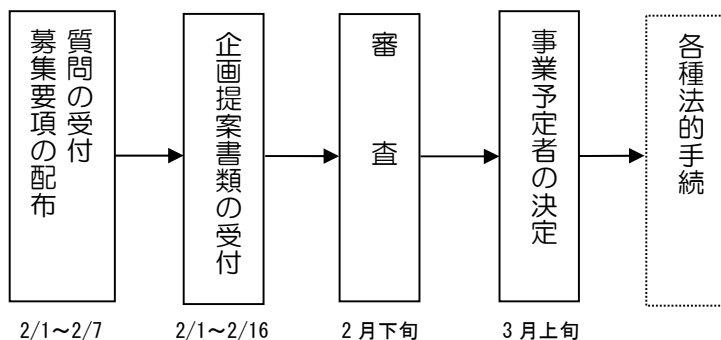
但し、災害等又は病院の経営上、契約を保てない場合はこの限りではない。

10 事業主体の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業主体としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会が指定する期日までに契約等の手続きに応じなかった場合
- ② 応募者の資格を失った場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 事業主体の資金事情等の変化により契約の履行が確実でない場合

11 スケジュール



12 その他

- (1) 提出期間を過ぎて提出のあった書類は受付できません。
- (2) 提出された書類は返却しません。なお、これらの書類については、今回の社会貢献型自動販売機出店事業者選定の目的以外に使用しません。
- (3) 提出された書類は、選定業務に必要な範囲で複製を作成することがあります。
- (4) 書類の作成・提出、貸付手続きに関する一切の費用については、応募事業者の負担とします。
- (5) 提出後の書類の差換え並びに内容の追加及び修正は、原則として認めません。
- (6) 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行うことがあります。

13 募集に関する問い合わせ先

大阪市東成区中道1丁目3番59号

大阪府立母子・父子福祉センター内

社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会（担当：石田）

電話 06-6748-0263